

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年1月8日(2009.1.8)

【公開番号】特開2007-145716(P2007-145716A)

【公開日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2007-022

【出願番号】特願2005-338019(P2005-338019)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/37 (2006.01)

A 6 1 Q 19/10 (2006.01)

A 6 1 Q 1/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/37

A 6 1 Q 19/10

A 6 1 Q 1/14

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月17日(2008.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

除去されるべきマスカラが、アクリル系樹脂を被膜形成剤として含有し、乳化剤形のものであることを特徴とする、請求項4に記載のクレンジング化粧料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

一方、耐水性に優れるメークアップ化粧料を除去する手段としては、例えば、アルキレングリコールの溶剤特性を利用した、液状のクレンジング化粧料が開発されている(例えば、特許文献2を参照)が、この様な化粧料により、被膜剤のみで有れば容易に除去できるようになったが、マスカラのような、ワックス、油脂、ポリマーの複合体においては充分にこの様な化粧料もその効果を発揮することが出来なかった。その大きな原因は、樹脂の疎水性が化粧料の被膜内への浸透を阻害しているためと考えられている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、耐水性を有する乳化型マスカラを、除去したいときには、安全に、且つ、大いなる努力をすることなく落とせる技術を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、カプリル酸及び/またはカプリン酸の多価アルコールエステルを含有する化粧料がその様な特性を有することを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示す通りである。

(1) カプリル酸及び／またはカプリン酸の多価アルコールエステルを含有することを特徴とする、クレンジング用の化粧料。

(2) 前記カプリル酸及び／またはカプリン酸の多価アルコールエステルを構成する多価アルコール残基が、プロピレングリコール残基またはグリセリン残基であることを特徴とする、(1)に記載のクレンジング用の化粧料。

(3) 前記カプリル酸及び／またはカプリン酸の多価アルコールエステルが、プロピレングリコールジカプリレート、プロピレングリコールジカプリネート、プロピレングリコールモノカプリレート、ジ(カプリル酸・カプリン酸)プロピレングリコール及びジ(カプリル酸・カプリン酸)グリセリンから選択されるものであることを特徴とする、(1)または(2)に記載のクレンジング用の化粧料。

(4) マスカラの除去用のクレンジング化粧料であることを特徴とする、(1)～(3)何れかに記載のクレンジング化粧料。

(5) 除去されるべきマスカラが、アクリル系樹脂を被膜形成剤として含有し、乳化剤形のものであることを特徴とする、(4)に記載のクレンジング化粧料。